

奈良県景観・環境総合センター所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年七月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第十一号

奈良県景観・環境総合センター所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

奈良県景観・環境総合センター所長に対する事務委任規則（平成二十一年三月奈良県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十号（一）中「第十四条」を「第十一条（第十五条において準用する場合及び第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同号（二）中「第十七条」を「第二十四条（第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同号（三）中「第十八条第一項」を「第二十五条第一項（第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十八年八月一日から施行する。